

様式第 3 号

案 件 名	第3次豊川市男女共同参画基本計画(案)																		
意見等の募集期間	令和3年1月21日(木曜日)から令和3年2月19日(金曜日)まで																		
結 果 の 概 要	<p>1 人数 3人 2 件数 23件 意見等の提出方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出方法</th> <th>人数(人)</th> <th>件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接持参</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>郵便</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>3</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	提出方法	人数(人)	件数(件)	直接持参	0	0	郵便	0	0	ファクシミリ	0	0	電子メール	3	23	合計	3	23
提出方法	人数(人)	件数(件)																	
直接持参	0	0																	
郵便	0	0																	
ファクシミリ	0	0																	
電子メール	3	23																	
合計	3	23																	
意見募集結果に関する資料	<p> <a href="#">第3次豊川市男女共同参画基本計画(案)の意見募集結果と市の考え方</a></p> <p>※公表する資料は、下記のお問い合わせ先で閲覧することもできます。</p>																		
公 募 時 に 公 表 し た 資 料	<p>1  <a href="#">第3次豊川市男女共同参画基本計画(案)の概要版</a> 2  <a href="#">第3次豊川市男女共同参画基本計画(案)</a></p> <p><u>テキスト版資料へ</u> テキスト版資料は、視覚障害のある方などで、音声読み上げソフトを使って閲覧される方のために、図、表、写真等を控えて作成したページです。</p>																		
お問い合わせ先	<p>豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所市民部人権交通防犯課人権推進係 電話 0533-89-2149</p> <p>※お問合せの時間は、土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く日の午前8時30分~午後5時15分です。</p>																		

テキスト版資料

- 1 第3次豊川市男女共同参画基本計画(案)の概要版
- 2 第3次豊川市男女共同参画基本計画(案)

## 第3次豊川市男女共同参画基本計画（案）

### の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷するもの等についてはその内容を公表せず、意見等に対する市の考え方は示しません。

#### 項目：計画全体に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	男女共同参画に関する市民意識調査、事業所意識調査のみだけでなく、性犯罪の実態調査、DVの実態調査などの関係機関のデータも参考に計画を作成することを提案する。	本計画は、市民や市内の事業所を対象とした意識調査を元に本市の現状を把握し、その現状に沿った計画を策定しております。本計画案の修正はありませんが、ご意見は、今後の計画作成において参考とさせていただきます。

#### 項目：計画の策定や位置づけに関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
2	P.2 計画の位置づけに、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しようジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と追加で記述を提案する。	P.2 計画の位置づけは、SDGsを意識して策定することを示しており、ジェンダー平等の視点については、P.11 計画の基本的な考え方に記載しております。
3	SDGsの図表のうち、5のゴールを他より大きく示し強調することを提案する。	また、SDGsの図表は、現計画案より図表全体的に拡大し記載し、より見やすく修正します。

#### 項目：計画の基本的な考え方に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
4	将来像や基本目標1において、第2次基本計画で使用されていた「ジェンダー」を「ジェンダー平等」と言い換えた理由の教えてほしい。	計画全体において、本計画案は、国の計画などを踏まえて作成しており、「ジェンダー」を「ジェンダー平等」に言い換えてはならず、ともに本計画上で使用しております。
5	重点的な取組の(1)男女双方の意識改革、理解の促進において、文章中の「固定概念」は、「固定観念」のほうが正しいのでないか。また、「固定観念(ジェンダー・バイアス)」とすることを提案する。	ご意見を踏まえ、「固定観念」に修正いたします。 また、「ジェンダー・バイアス」につきましては、国や県の計画にその文言の掲載がなく、整合性を図るため修正はありませんが、今後の計画策定において参考とさせていただきます。

項目：基本施策に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
6	第3章の基本施策①～②において、担当課の一括表記でなく、統括責任部署とその役割の記載を提案する。	現行計画では、施策の概要、個別事業、その担当課を記載しておりましたが、本計画案では、今後計画を進めていく上で、柔軟な事業の実施や見直しを図れるよう、各基本施策の内容や担当課をまとめて示しております。

項目：広報・啓発に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
7	基本施策①に「『ジェンダー・バイアス』の気付きを促すための広報・啓発をします。」を追加することを提案する。	「基本施策①男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進」では、ジェンダーによる固定的性別役割分担意識といった固定観念を生じさせないように、広報活動を始めとした各種啓発事業に取り組むこととしており、すでに本計画案に盛り込んでいるものと考えております。

項目：保育園、小・中学校に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
8	基本施策④の「小・中学校の実情に応じて混合名簿を取り入れ」を、「小・中学校では混合名簿を基本とし、実情に合わせて男女別名簿の使用も行う」とすることを提案する。	市内の小中学校の実情を踏まえて、次代を担う子どもが男女共同参画への理解を深め、個人としての能力を活かした選択ができるように施策を進めてまいりたいと思います。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	男女共同参画についての理解は実践活動を通じて行ってほしい。たとえば、生徒中心の検討委員会を作り、校則の見直しをはかるなど。	
10	自由に意見が言える学校作りを目標に加えてほしい。	
11	中学校でも誰もが居心地よく暮らせるように、「小中学校では、男女共同参画を考慮した服装を選択できるようにします。」を基本施策に追加してほしい。	

項目：女性活躍推進に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
12	基本施策⑤について、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を職場に焦点を絞った理由を教えてください。	男女共同参画社会実現において、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」は、本市としても社会全体で取り組む課題として認識しております。本計画案の基本目標②は、女性活躍推進法に基づいた計画であることから、職場における「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を促進していくとし、基本施策⑤に記載しました。
13	市役所における女性の幹部登用についての現状と数値目標を知らせてほしい。	市役所における女性の幹部登用につきましては、豊川市特定事業主行動計画にて、女性職員の登用拡大の目標等が定められており、「女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」が毎年されております。
14	基本施策⑩について、審議会等委員の女性比率を40%以上にした理由、50%でない理由の公表を要望する。また、「審議会等委員の女性比率を40%以上に」の「審議会委員等」の前に「すべての」を付け加えることを提案する。	市町村の男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において、「男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置づけられています。したがって、愛知県の男女共同参画計画との整合性を図るため、現在愛知県で策定中である「あいち男女共同参画プラン2025（仮称）（案）」において、市町村の審議会等に占める女性委員の割合の目標数値が40%以上60%以下と示されているため、本市の現状を踏まえ40%としております。  また、本計画案の修正はありませんが、該当するすべての審議会等委員の女性比率が目標達成できるよう、努めてまいります。

項目：子育てに関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
15	基本施策⑮について、DVや児童虐待の予防のために、新米パパ・ママ向けの「親向けジェンダー教育、ジェンダー視点にたった子育ての教育を行います。」の掲載を提案する。	基本施策⑮において、男女共同参画の視点に立ち、子育て環境の充実化を図るため、安心して子育てができる切れ目のない支援を進めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

項目：介護に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
16	基本施策⑩について、近年、男性の介護者が増えているなか、男性に戸惑いがあるのは、介護は女性の役割ということが社会の常識となっているため、「介護のノウハウを含めた男性だけの介護教室を行います。」の掲載を提案する。	基本施策⑩において、男女共同参画の視点に立ち、介護環境の充実化を図るため、誰もが介護に携わることができるように施策を進めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

項目：安心して暮らせる生活環境に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
17	入園入学時に文書の配布や口頭での説明をするなどをして、生活保護、就業援助制度などのセーフティネットについて、広く知らせてほしい。	基本施策⑨において、様々な生活上の困難を抱えている人や困難な状況に置かれている人に対して、自立支援・経済的支援を進めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
18	パートナーシップ制度の創設をしてほしい。	ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
19	基本施策⑳について、昨今、「性暴力・性犯罪」の被害に幼児が遭うケースがあるため、幼少期からの「性教育」の実施を提案する。「性教育」は「人権教育」であり、全ての性は人権と切り離さず捉えることが人間存在の根本だと考えている。	ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
20	「配偶者暴力相談支援センター」に、「ワンストップ窓口」の設置をしてほしい。	配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により努力義務となっており、今後検討をしていきます。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
21	「配偶者暴力相談支援センター」では、市民が繋がり合う拠点としての、1. 自己解放できる場（相談・くつろぎ）、2. 自分の力に気づき発揮できる場（自己の社会化）、3. 男女共同参画の理念に発信できる場（情報発信）の機能整備を提案する。	
22	加害者は来訪するのを防ぐため、「配偶者暴力支援相談センター」に代わる名称を提案する。	

項目：計画の推進に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
23	<p>PDCAサイクルを実際に動かし実質的なものにするために責任部署の明記を提案する。これを機に機能を全面的に担う場として、豊川市に「男女共同参画センター」を設立することを提案する。</p>	<p>本計画案の修正はありませんが、計画に位置付けた事業の進捗状況を把握し、計画の着実な進行管理をするため、現行計画の下でも毎年調査を行い、各担当課の評価と計画を公表しております。本計画案でもPDCAサイクルにのっとり進捗状況の調査を実施していきます。</p> <p>また、「男女共同参画センター」の設立のご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>